

JAFPE 防火技術者資格認定制度に関する規則

(目的)

第1条 特定非営利活動法人日本防火技術者協会（以下 協会という）がその目的のうち、防火技術者の技術と倫理基準向上に寄与することについて、高度な技術と資質を有するものを「JAFPE 防火技術者」として認定することにより、その活動を通じて社会貢献に資する役割をより明確にし、自覚と研鑽を促すことを目的とする。

(資格認定)

第2条 認定委員会にて資格を認定する。また協会の事務局（以下 事務局という）は JAFPE 防火技術者名簿にこれを登録する。事務局はこの名簿を公開する。

(登録の有効期間と更新)

第3条 登録の有効期間は5年とする。有効期間内に協会が定める CPD 制度による単位を取得することにより更新することができるものとする。

(認定委員会)

第4条 認定委員会は以下とする。

① 認定委員会の構成

認定する組織として認定委員会を設置する。認定委員（以下 委員という）は防火技術者協会会員（以下 会員という）並びに学識経験者から選出された、委員5名によって構成する。

② 委員の委嘱と任期

委員は理事会の承認を経て理事長が委嘱する。任期中に欠員が生じた場合は同様の手続きをし、任期は前委員を引き継ぐ。委員の任期は2年として、2期以内に限り再任を妨げない。

③ 委員長の選出

委員の互選にて委員長を選出する。

④ 運用上の細則

認定委員会は必要に応じて、運用上の細則を設けることができるものとする。

(応募基準)

第5条 応募者は次の要件を満たす者とする。

- ・日本防火技術者協会の会員であること。
- ・JAFPE 防火技術者または協会理事の推薦を得ること。
- ・建築、物理、化学、機械、電気などの分野で、学士以上の学歴を有すること。
- ・理・工学系の学士で7年を超える防火に関する実務経験を有すること。
- ・その他これら同等以上と認定委員会が認めたもの。

(認定基準)

第6条 認定基準は以下とする。

① 認定の方法

認定は、過去の業績に基づくポイントと小論文、面接による。

ただし初年度のみは、一定の条件を満たした者の中から理事会の推薦により認定することができる。

② ポイントの設定

過去の業績に基づくポイントは細則に定める。

③ 認定者の決定

認定者の決定は、過去の業績に基づくポイント、小論文、面接に基づき認定委員会が行う。

(登録)

第7条 登録の手続きは以下とする

① 認定後1年以内に事務局に登録申請を行うものとする。

② 名簿への登録事項は、氏名、住所、生年月日のほか別に定めるものとする。

③ 名簿に登録された後、事務局は認定書および登録証を発行する。

④ 登録手数料は細則に定める。

⑤ 報告・承認

認定委員会は認定者を理事会に報告し、理事会が承認する。

(登録の抹消)

第8条 登録者が次の各号のいずれかに該当するとき、理事長は理事会の承認を得て当該者の登録を抹消し、認定証および登録証を返納させるものとする。

① JAFPE 防火技術者として活動上、倫理上ふさわしくない行為をしたとき

② 登録の有効期間を過ぎ、更新申請を行わなかったとき

③ 会員の資格を喪失したとき

(CPD 制度)

第9条 CPD 制度の詳細については別に定める。

(細則)

第10条 この規則に定めのない事項については、理事会の承認を得て、細則を定めることができる。

附則

1. この規定は平成25年3月1日から施行する。

2. 平成26年3月1日より改定施行する。

3. 平成27年改定